

鳥取市下水道等におけるウォーター P P P 導入可能性調査業務
参加資格資料等作成要領

令和7年5月23日付け鳥取市公告に基づき、標記業務の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格資料の作成と提出をするにあたり、公告に記載されていない事項については、この参加資格資料等作成要領によるものとする。

1 参加資格資料の作成及び提出

(1) 参加資格資料の提出期間等

本件入札に参加を希望する者は、次のとおり参加資格資料を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(ア) 郵送の場合

公告の日から令和7年6月20日（金）までの日（6月20日（金）は正午までに必着）

(イ) 持参の場合

公告の日から令和7年6月20日（金）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（6月20日（金）は正午まで）

イ 提出場所

〒680-0902 鳥取市秋里903番地

鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室（鳥取市役所下水道部庁舎2階）

ウ 提出方法

郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかに限る。）又は持参すること。

エ 事前提出物（参加資格資料）

(ア) 入札参加資格確認書（単独企業は様式第1-1号、共同企業体は様式第1-2号）

(イ) 入札説明書の2の(1)のカ（共同企業体の場合は2の(2)のイ）を証する書類（契約書の写し等）

(ウ) 共同企業体協定書の写し（別紙参考様式を参照）（共同企業体に限る。）

オ 提出部数

提出部数は2部とする。

カ 入札に関する質問（参加資格なしの問合せ含む）については様式第2号を作成し、電子メール（下水道管理室電子メール ges-kanri@city.tottori.lg.jp）により令和7年6月26日（木）正午までに提出すること。

キ 入札に参加する場合は様式第3号を作成し、郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により令和7年7月4日（金）午後5時（必着）までにイの提出場所まで提出すること。

ク 参加資格資料の作成等の問い合わせ先

イの提出場所に同じ（下水道管理室 電話0857-30-8386）

（2）参加資格資料の内容

ア 提出する参加資格資料は下記の内容で作成する。

（ア）入札参加資格確認書（参加資格資料） （様式第1-1号又は第1-2号）

（イ）質問書 （様式第2号）

（ウ）入札書 （様式第3号）

（エ）契約保証金免除申請書 （様式第4号）

イ 参加資格資料の作成に関する留意事項

参加資格資料は、次の記載要領に基づき作成することとし、A4縦、横書き、左綴じで、業務名及び会社名を明記し、ファイルに綴じること。

ウ 参加資格資料の記載要領

・同種業務の業務実績（様式第1-1号又は第1-2号の5）

（ア）過去5年間に、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る、同種業務を元請として履行した実績の中から、2件を限度として代表的なものを記載すること。

（イ）記載にあたっては、業務内容の確認できるもの（調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づく業務カルテの写し、又は該当業務の契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。

2 その他実施上の留意事項

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室（電話0857-30-8386）とし、競争入札参加資格者名簿への登録等入札実施に係る窓口は同総務部検査契約課とする。

（2）参加資格資料等の作成と提出に要する費用は提出者の負担とする。

（3）参加資格資料等の提出書類は返却しない。

（4）業務内容に関する説明会は行わない。

（5）提出された参加資格資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。

入札参加資格確認書

鳥取市長 深澤 義彦 様

業務名：鳥取市下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格に係る業種区分が、「役務」の「各種調査委託」に登録されている者（又は登録申請中の者）です。
- 3 当社は、本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに再生手続開始の申立てを受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 当社は、本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取市指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条又は附則第4の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 本件調達の公告日から過去5年以内に、元請として国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る、以下の（ア）及び（イ）の業務にかかる契約を履行した実績、又は（ウ）の業務にかかる契約を履行した実績を有しています。
 - （1） PPP／PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー業務
 - （2） 上水道、下水道又は工業用水道の事業計画等の策定業務
 - （3） 上水道、下水道又は工業用水道にかかるPPP／PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務

同種業務の業務実績（具体的に記載してください。最大2件まで）

(1)

業務名	
発注機関	
履行期間	
最終請負金額	千円
受注形態	
業務概要	

(2)

業 務 名	
発注機関	
履行期間	
最終請負金額	千円
受注形態	
業務概要	

6 当社は、本件入札に係る共同企業体の構成員ではありません。

7 当社は、本件入札に係る他の入札参加者との間に、資本関係、人的関係、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係はありません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

(作成責任者)
所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

(注) 5については契約等の実績が確認できる書類を添付すること。

入札参加資格確認書

鳥取市長 深澤 義彦 様

業務名：鳥取市下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務

- 1 各構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 各構成員は、製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格に係る業種区分が、「役務」の「各種調査委託」に登録されている者（又は登録申請中の者）です。
- 3 各構成員は、本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。
また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに再生手続開始の申立てを受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 4 各構成員は、本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取市指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条又は附則第4の規定による指名停止措置を受けていません。
また、この調達の開札日（再度入札を含む。）までに指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 本件調達の公告日から過去5年以内に、元請として国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る、以下の（ア）及び（イ）の業務にかかる契約を履行した実績、又は（ウ）の業務にかかる契約を履行した実績を有している構成員を含んでいます。
 - （1） PPP／PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー業務
 - （2） 上水道、下水道又は工業用水道の事業計画等の策定業務
 - （3） 上水道、下水道又は工業用水道にかかるPPP／PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザー業務

同種業務の業務実績（具体的に記載してください。最大2件まで）

(1)

業務名	
発注機関	
履行期間	
最終請負金額	千円
受注形態	
業務概要	

(2)

業 務 名	
発注機関	
履行期間	
最終請負金額	千円
受注形態	
業務概要	

- 6 当共同企業体は2以上の者により自主的に共結成されたものです。
- 7 各構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者となっており、出資比率が同じ場合にはいずれかの者が代表者となっています。
- 8 各構成員は、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではありません。
- 9 当共同企業体は、本件調達公告の2(2)カに示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結しています。
- 10 当共同企業体の各構成員は、本件入札に係る他の入札参加者との間に、資本関係、人的関係、その他入札の適正さが阻害されると認められる関係はありません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(共同企業体)

名 称
所在地

(共同企業体の代表者)

会社名
所在地
代表者の役職及び氏名

(共同企業体の構成員)

会社名
所在地
代表者の役職及び氏名

(作成責任者)

所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メールアドレス

(注1) 5については契約等の実績が確認できる書類を添付すること。

(注2) 9については、共同企業体協定書の写しを添付すること。

(様式第2号)

質 問 書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

提出者

住 所

商号又は名称

役職及び氏名

(作成責任者)

所属・職・氏名

電話番号

ファクシミリ

鳥取市下水道等におけるウォーター P P P 導入可能性調査業務に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3号)

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
氏 名

業務の名称	入 札 金 額 (うち消費税及び地方消費税の額)
鳥取市下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務	金 円 (金 円)

(注意) 契約保証金の免除を希望する落札者は、この書類(様式第4号)を落札決定通知後速やかに提出してください。

(様式第4号)

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

(申請者)

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

(この申請に係る責任者及び連絡先)

所属・職・氏名
電 話 番 号
ファクシミリ
電子メールアドレス

令和7年〇月〇日付けで公告のあった下記案件の契約に係る契約保証金について、鳥取市契約規則第32条の規定により契約保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

案件名称 鳥取市下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務

- 注1 申請者は、案件の契約を行う者(代表者又は代表者から契約の権限の委任を受けた者)とすることとする。
- 注2 保険会社との間に履行保証保険契約を締結している場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券(写し不可)を添付すること。
- 注3 国、地方公共団体その他の法人との契約に係る実績については、その実績(過去2年間に履行した実績に限る)を証するもの(契約書写し等)を添付すること。

(別紙参考様式)

〇〇委託〇〇〇・〇〇〇共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連携して営むことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務(当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。)
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇業務〇〇〇・〇〇〇共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇年〇月〇日に成立し、業務の委託契約期間の履行後〇ヶ月以内を経過する日までの間は、解散することはできない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項に規定に関わらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料(前金払及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇株式会社 〇〇%
- 〇〇株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行その他の業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の時決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により各構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により各構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連携して業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中に破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条の2 代表者が脱退若しくは除外された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連携してその責に任ずるものとする。

(解散後の著作権)

第19条 当企業体が解散した後においては、著作権は、〇〇。

(〇〇〇 (その他必要な事項))

第20条 〇〇〇。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇業務〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印